

助成の対象となるもの	助成の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に該当しない東屋等 (自治体の建築主事等の証明書を添付すること) ・ 基礎工事(アンカー工事を含む)の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等(同時に整備する備品を保管する目的に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光目的や教育(学校)行事目的に整備するもの ・ 個人の利用にとどまるもの ・ 各戸へ配布するもの ・ 広場の砂場や遊歩道等の整備 ・ 建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等) ・ 特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品(太鼓、提灯、幟、法被等) ・ 防災目的の備品 ・ 地域性のない楽器類(軽音楽器、ピアノ等) ・ 自転車 ・ 動力のついた屋台、山車等 ・ 車両に搭載する目的の備品(無線機等) ・ 防犯カメラ ・ 水車 ・ PCアプリケーションソフト(パソコンと一体になっているものは対象とする) ・ ホタル等の育成に関する設備、備品 ・ 一般調理器具(食器、包丁、箸等) ・ 医薬品 ・ 照明器具等のうち、電球のみ整備 ・ 銃・刀剣類(模造品含む) ・ 電力申請費等の申請に要する費用